

○ 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文

平成十二年建設省告示第千四百四十六号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件 (略)		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件 (略)	
第一〜第三 (略)		第一〜第三 (略)	
別表第一 (法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)		表一〜五 (略)	
(い)	(ろ)	(い)	(ろ)
(略)	(略)	(略)	(略)
第一第十号に掲げる建築材 料	単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)第四条に規定する構造用単板積層材の規格	第一第十号に掲げる建築材 料	構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二(品質基準又はその測定方法等) (略)		別表第二(品質基準又はその測定方法等) (略)	
別表第三(検査項目及び検査方法) (略)		別表第三(検査項目及び検査方法) (略)	